

水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業 Q&A

1 支援事業の概要について

Q：1 事業概要について教えてください。

A：近年の不漁や、物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある水産加工業者の経営の維持・安定化の一助とするため、水産加工原材料の購入費用について、前年度から増加した経費に対し、支援金を支給する事業です。

Q：2 支援金の金額、補助率はどうなっていますか。

A：支援金は、加工原材料の購入に要した経費について、令和7年度決算額が前年度決算額から増加した場合、その差額分に対して支給するものです。

支援金の補助率は、差額分（増額分）の1/2で、上限は1事業者あたり100万円です。

2 支援事業の対象者など

Q：3 支援事業の対象者について教えてください。

A：支援事業の対象者は以下①～③に該当する事業者となります。

①宮城県内に本社を有すること

②資本金または出資金の総額が3億円以下、もしくは常時従業員が300人以下の会社
(中小企業基本法第2条第1項第1号に該当)

③上記①及び②に該当し、かつ総務省が定める日本標準産業分類に掲げる「水産食料品製造業」に属する事業者

なお、上記に該当しない場合、申請は受付できません。

Q：4 水産加工業協同組合や事業協同組合は事業の対象者になりますか。

A：事業対象者はQ3記載のとおりで、水産加工業協同組合、事業協同組合は水産食料品製造業者ではありませんので、今回の事業対象者とはなりません。

Q：5 個人事業主は事業対象者になりますか。

A：税務署に「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出しており、その主な内容が水産加工業であること、併せて水産加工品を実際に製造・出荷している個人事業主であれば事業対象者になります。

Q：6 漁業を営んでいますが生産物を一部加工し販売もしています。事業対象者になりますか。

A：主たる事業が漁業の場合は、標準産業分類上の水産加工業に該当しないので、一部加工を行っていても本事業の対象者とはなりません。

Q：7 「日本標準産業分類」とは何ですか。

A：日本標準産業分類とは、統計法に基づき、日本の公的統計における産業分類を定めた国（総務省）の告示で、調査結果を産業別に表示する場合の統計基準です。

水産加工業は、「製造業」の中の「水産食料品製造業」に分類され、さらに下表のとおり細かく分類されています。

今回の支援事業では、この水産加工業者に該当する事業者を対象としています。

水産缶詰・瓶詰製造業	冷凍水産物製造業	冷凍水産食品製造業	海藻加工業
水産練製品製造業	塩干・塩蔵品製造業	その他の水産食料品製造業	

Q：8 本社は県内にありますが工場は県外です。事業の対象者になりますか。

また、その逆に本社が県外にあり工場が県内にある場合は対象者になりますか。

A：この事業は、宮城県内に本社を置く事業者を対象としていますので、県外に工場が立地していても本社が宮城県内であれば事業対象者となります。

一方、県外に本社がある場合は、工場が県内に立地していても事業対象者とはなりません。

Q：9 会社の代表者は同じですが、法人が別会社であれば事業の対象者になりますか。

A：代表者が同じであっても、法人が別会社であればそれぞれの法人が事業対象となります。

Q：10 従事割合は極わずかですが、会社の主力事業以外に水産加工業も行っており、会社の定款、登記簿にも水産加工業が含まれています。事業対象者になりますか。

A：事業規模にかかわらず、会社の定款、登記簿に「水産加工業」が含まれており、実際に水産加工品の生産を行っている場合は事業対象者になります。

Q：11 会社の定款、登記簿（現在事項証明）には「水産加工業」が含まれていますが、現在は水産加工品の製造・出荷は行っていません。事業対象者になりますか。

A：企業の定款や登記簿に水産加工業の記載があっても、実際に製造・出荷など水産加工に関わる業務を行っていない場合は事業対象者とはなりません。

Q：12 会社の定款、登記簿に明記されていませんが、水産加工業も行っています。事業対象者になりますか。

A：申請書の添付書類として、会社の定款や現在事項全部証明書を必要としていますが、これは、企業として明確に水産加工業に携わっていることを確認するためのものです。会社の定款や現在事項証明に水産加工業の記載がない場合は、水産加工品を製造している場合でも事業対象者とはなりません。

Q：13 魚価が高騰し、購入数量を減らしたため、前年度よりも原材料購入経費は減少しましたが、魚価単価で比較すれば単当たりの購入経費は前年度より上昇し、負担が生じています。事業対象者とはならないのですか。

A：今回の支援金の対象は、加工原材料の購入経費における令和7年決算額と前年度（令和6年度）の決算額の差額分（前年度からの上昇分）としています。このため、単価比較では魚価が前年度より高い場合であっても、前年から購入数量が減少し、結果的に加工原材料の購入経費が前年度より減少した場合は、事業対象者とはなりません。

3 事務手続き等について

Q：14 事業の対象となる経費を教えてください。

A：水産加工品の製造に必要な加工原材料（魚介類等の主原料、調味料、野菜等の副原料及び製品の包装資材等）の購入に要した経費が事業対象経費となります。加工機械の購入費や修繕費、従業員の人件費、光熱水費等は対象経費とはなりませんのでご注意ください。

Q：15 手続きの流れを教えてください。

A：事業者からの申請書を受理した後、機構で内容を審査し、適正と判断されれば、指定の口座に支援金をお支払いします。

書類作成



申請



機構で審査



支払通知



支援金支払

Q：16 申請はどのように行えばいいですか。

A：申請は申請書類を機構あて郵送するか直接持参いただきますようお願いします。
オンラインによる受付は行っておりませんので予めご了承ください。

Q：17 申請には決算報告書が必要ですか。

A：この事業では、原則として令和7年と令和6年分（前年分）の決算報告書や申告書で経費上昇分を確認し、支援金を算出します。申請の際は、令和7年分とその前年（令和6年）分の決算報告書を添付してください。

Q：18 決算報告書を作成していない場合はどうなりますか。

A：この事業では、原則として決算報告書や申告書で経費上昇分を確認し、支援金を算出します。
決算報告書や申告書以外で、原材料購入に係る経費が増大した事実を客観的に説明できる資料が無い場合、申請は受付できません。

Q：19 支援金の額はどのように算出しますか。

A：支援金の対象は、加工原材料の購入経費について令和7年決算額と前年度（令和6年）の決算額の差額分となります。加工原材料の購入に要した経費は、各事業者の決算報告書（主に報告書中の「製造原価報告書」）で確認します。支援金の申請に際しては、令和7年と令和6年の2年分の決算報告書を添付してください。

$$\text{支援金額} = \text{令和7年度加工原材料経費} - \text{令和6年度加工原材料経費} \times 1 / 2$$

（上限は100万円）

Q：20 水産加工業の他にも事業を行っています。決算報告書の製造原価報告書には他の事業分も含まれていますが、どうすればよいですか。

A：水産加工業事業と他の事業分を分けて計上できる場合は、水産加工業に係る分の製造原価報告書を提出してください。他事業分と合わせて計上していて切り分けが困難な場合は分割計上は不要です。

Q：21 個人事業主の場合、支援金はどのように算出するのですか。

A：個人事業主の場合は、税務署に提出する青色申告書（写し）で確認を行いますので、決算報告書と同様に令和7年分の申告書と令和6年の申告書の2年分の写しを添付してください。青色申告を行っていない（白色申告）場合は、税務署に提出する収支内訳書で確認しますので、同様に2か年分の収支内訳書を添付してください。

Q：22 申請書に添付する決算報告書は「令和7年4月1日含む事業決算」となっていますがどういう意味ですか。

A：この事業は、令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）1年間の原材料購入経費について、前年度からの原材料価格高騰分を支援する事業です。
各企業の決算時期は様々ですが、令和7年度分の状況を確認する必要があるため、「令和7年4月1日を含む決算年度」としたものです。
申請の際は、令和7年4月1日を含む決算報告書とその前年の決算報告書を1部ずつ添付して下さい。

例（令和7年4月1日を含む決算年度）

12月決算の場合：令和7年1月1日～12月31日

3月決算の場合：令和7年4月1日～令和8年3月31日

9月決算の場合：令和6年10月1日～令和7年9月30日

Q：23 申請した後、支援金はいつ頃支払われますか。

A：支援金は、申請を受け付けてから概ね1カ月程度を目安にお支払いしますが、申請が集中した場合や、申請内容の確認に時間を要した場合は上記の期間よりも長くなる場合があります。予めご了承ください。

Q：24 今回の支援金と他の補助金との併用は可能ですか。

A：補助事業の場合は、通常、同一の対象について他の補助金も適用した場合、2重補助となるため併用は不可となっていますが、今回の事業は補助金ではなく支援金のため、他の補助金との併用は可能です。
また、今回支援金の対象とならない加工機械の整備や製品の販路開拓、人件費に対する支援等の補助も2重にはならないため、活用は可能です。ただし、補助金の種類によっては目的が異なる場合でも併用は不可としている補助金もありますので、他の補助金も活用される場合は事前によくご確認ください。

Q：25 支援金の受給後に報告は必要ですか。

A：通常の補助事業では、事業完了報告、現地確認等が通例ですが、今回の事業は、支援金支給事業のため、受給後の完了報告等は必要ありません。また、機構による現地確認も原則行いません。

一方、万が一不正受給や、申請内容に疑義が生じる等の事例が発生した場合は、必要に応じて現地調査等を行うことがあります。事業者の皆様におかれましては、支援金や補助金の適正な執行について配慮をお願いします。

Q：26 申請に際して、追加の書類が必要な場合がありますか。

A：原材料価格高騰の状況は、決算報告書や申告書などの内容で確認しますが、十分な確認ができない場合や、水産加工業者としての経営状況が不明確など事業の趣旨に合致しない事例が見られた場合は、通常の申請書類の他に追加に必要な書類の提出をお願いすることがあります。機構が求める追加書類をご提出いただけない時は、支援金をお支払いできなくなる場合もありますので、予めご了承ください。

Q：27 納税証明はどのように取得すればいいですか。

A：納税証明は、宮城県の県税に滞納がないことを証明する書類として申請の際に必要となります。証明書は最寄りの県税事務所で取得できます（市・町の窓口ではありません）。

納税証明取得の際は、取得目的を「宮城県事業補助金申請」とし、税目は「全ての県税」として下さい。

Q：28 申請時の添付書類として、会社のパンフレットが必要となっておりますが、作成していません。どうしたらいいですか。

A：会社のパンフレット等は、審査の際に申請者の事業内容や製品（水産加工品）などを確認するために必要としているものです。パンフレット等が無い場合は、会社の事業内容がわかる資料や、製品の写真などを添付してください。

Q：29 申請できる期間はいつまでですか。申請回数はどうですか。

A：申請期間は、令和8年5月15日（金）から令和9年1月29日（金）までとなります。

上記の期間を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても受付できませんので、予めご了承ください。また、申請は原則として各企業（事業者）1回限りです。

Q：30 消費税の取扱いはどうなりますか。

A：今回の支援金では、消費税は考慮していませんので、比較する決算額の差額から消費税分を控除（差し引く）する必要はありません。